



☆ 令和5年にインボイス制度により消費税の課税事業者になられた皆様へ

令和 6年 9月 11日 発行

令和4年の課税売上高は1,000万円以下ですか？
個人の免税事業者がインボイス発行事業者になったときは、令和8年分の申告まで納税額が売上税額の2割になる2割特例を適用出来ます。ただし、下記の①②の場合、適用できません
① その年の2年前の課税売上高が1千万円を超えるとき
② その年の前年1月1日～6月30日の課税売上高が1千万円を超える場合、税抜1千万円以上の棚卸資産や調整対象固定資産(高額特定資産)の仕入などを行なった場合等、事業者免税点制度の適用が制限されるとき
令和6年分の納税額は令和5年分の約4倍になります 下記は2割特例で試算した納税額になります
10%の税込み課税売上で計算 : 200万円で36,200円 / 300万円で54,400円 / 400万円で72,600円
500万円で90,800円 / 600万円で108,900円 / 700万円で127,100円 / 800万円で145,300円

令和6年分確定申告書等の様式が変わります	令和6年分青色申告会員必携
1. 確定申告書(第一表)	令和2年～令和4年まで会員の皆様に無料で配布しておりました青色申告会員必携ですが、昨年より有料にて受注販売させていただきます。
『税金の計算』で『令和6年分特別税額控除』欄④の追加 令和6年分所得税の定額減税の対象人数及び定額減税の金額を記載します。	会員特別価格330円(税込み)にて販売します。 ご購入希望者は10月4日(金)までお願いします。 お渡しは11月20日(水)以降になります。
2. 確定申告書(第二表)	★ 記帳代行募集中 ★
『配偶者や親族に関する事項』で『住宅』欄の追加 住宅借入金等特別控除・住宅特定改修特別控除に係る改正にともない、40歳未満で配偶者を有する者、40歳以上で40歳未満の配偶者を有する者、または19歳未満の扶養親族を有する者(以下、「特例対象個人」という)の判定に係る「○」を記載	貴方は日計表に日々の取引を記入するだけ。 後は通帳・領収書等を添えて事務局に依頼するだけで青色申告特別控除65万円が適用(注*) (注*)事業的規模ではない不動産貸付業は除く (代行費用は作業量による)
①納税者本人が特例対象個人に該当し、②配偶者が配偶者(特別)控除の対象とされていない場合または③配偶者が他の親族の扶養控除の対象とされている場合	☆ 無料相談会のご案内 ☆
②納税者本人が特例対象個人に該当し、扶養親族が19歳未満で、他の親族の配偶者控除または扶養控除の控除対象とされている場合	弁護士と税理士による無料相談会を毎月行なっております。一人で悩まずにお気軽にご相談下さい。(●予約制)
『配偶者や親族に関する事項』で『その他(調整)』欄→『その他』欄 定額減税の実施にともない、所得金額調整控除の対象となる同一生計配偶者もしくは扶養親族に該当する者または定額減税の対象となる同一生計配偶者もしくは扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む)に該当する者の判定に係る次の番号を記載する。	◆税務相談 9月27日(金) 13:50～ ☆法律相談 10月24日(木) 13:30～ 堀田弁護士 ◆税務相談 10月30日(水) 13:50～ ☆法律相談 11月13日(水) 13:30～ 安田弁護士 ◆税務相談 11月28日(木) 13:50～ ☆法律相談 12月19日(木) 13:30～ 吉田弁護士 ◆税務相談 12月25日(水) 13:50～
①所得金額調整控除の対象となる場合で③と④のいずれかに該当する場合…「1」	『青色共済』+『傷害特約』
③扶養親族が他の納税者の扶養親族または同一生計配偶者とされており、納税者本人の扶養控除または障害者控除の対象とならない扶養親族であって、特別障害者または23歳未満である場合	速やかな給付・大きな安心…病気と怪我の総合補償 共済会費…月額1,000円 → 相互扶助 → 必要経費 傷害特約…月額1,250円 → 怪我の通院は1日目から 申込締切日 11月15日 補償開始日 12月1日
④配偶者が他の納税者の扶養親族とされており、納税者本人の配偶者(特別)控除の対象とならない同一生計配偶者であって、特別障害者である場合 特別障害者または23歳未満である場合	『全青色傷害』
②定額減税の対象となる同一生計配偶者または扶養親族に該当する場合…「2」	お仕事中から日常生活までケガを24時間補償 日常生活賠償責任を負われた場合の補償 従業員と同一補償内容である場合、専従者も必要経費 事業主と家族は【事業主貸】処理になります 掛金(保険料)…1口月額1,250円～3口まで 申込締切日 9月30日 補償開始日 12月1日
『社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除』欄の変更 『特例適用条文等』欄の変更	『疾病入院補償』
第一表より第二表の方が複雑です。なお第三表・第四表も変更されます 令和5年分以前の確定申告書様式は使用できません	疾病の入院・手術等に対して補償 会員、専従者、従業員ならびにそれぞれのご家族の方がご加入できます。(新規加入は満20～満65才未満の方) 従業員と同一補償内容である場合、専従者も必要経費 事業主と家族は【事業主貸】処理になります 申込締切日 9月30日 補償開始日 12月1日
「確かな未来」が会社を変える。 中退共 で退職金。 「中退共」は中小企業のための国の退職金制度です。 独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211	●国(中退共)の退職金制度! 掛金の一部を国が助成します。 ●外部積立型でラクラク管理! 管理や運用の手間がかりません。 ●掛金は全額非課税でオトク! 節税に加え、手数料もかかりません。 詳しくはホームページをご覧ください 中退共 検索
★ ご注意下さい ★ 10月22日(火)は青色申告会 北部九州ブロック大会の為、事務局は午後から閉館致します。	